

令和元年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年6月11日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長兼観光商工課長事務取扱 小平春幸

教育長 宮坂 晃

総務課長 遠山一郎 企画課長 竹重和明

町民課長 市川清美 建設課長 片桐栄一

農林課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子

教育次長 市川正彦 庶務係長 荻原義行

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齋藤明美 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

5番 今井 英昭

6番 森澤 文王

散会 午後1時47分

(午前10時00分 開会)

議長（森本信明君） おはようございます。本日から6月定例議会が始まりますが、議員各位には、会期期間中、ご審議をよろしく願いいたします。なお、夏季における軽装、いわゆるクールビズの取り組みにより、上着やネクタイの着脱につきましては、各位にお任せをいたしますので、ご自由をお願いをしたいと思います。

また、本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから、町長招集のあいさつまでの撮影、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご承知をお願いいたします。

なお、本会議の一部については、蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回立科町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長です。

本日の会議日程は、お手元に配付しておりますとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森本信明君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

5番議員、今井英昭君、6番議員、森澤文王君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（森本信明君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、田中三江議会運営委員長より報告を願います。田中三江議会運営委員長、登壇の上、報告をお願いします。

〈9番 田中 三江君 登壇〉

9番（田中三江君） 議会運営委員長の田中です。

会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、5月29日、議会運営委員会を開催し、令和元年第2回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討をした結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は、本日から6月20日までの10日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（森本信明君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月20日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月20日までの10日間と決定しました。

会期の日程の説明をお願いします。齋藤事務局長。

議会事務局長（齋藤明美君） 本定例会の会期日程について、議会運営委員会の検討結果に基づき、説明をいたします。

本日は、開会の決定、町長招集のあいさつ、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。本会議終了後、全員協議会を第一委員会室で開催し、全員協議会終了後、議会だより編集委員会を開催します。

2日目、12日は午前10時に開会し、議案の質疑を行い、質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。

3日目、13日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

4日目、14日は午前10時に開会し、前日に引き続き、一般質問を行います。

5日目、15日、6日目、16日は休会です。

7日目、17日は、午前9時から社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

8日目、18日は、午前9時から総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、19日は委員会予備日とし、10日目、20日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（森本信明君） 日程第3 町長招集のあいさつ。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。本日、ここに、令和元年第2回立科町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

田植え作業も終わり、初夏の爽やかさも感じられますが、汗ばむような夏日もあり、気候変動の激しい昨今でございます。冬の降雪量が少なく、水不足を心配していましたが、ここ数日、梅雨空の様相が見られ、今後、期待どおりの降雨が続くことを願っております。

さて、町長就任後初めての定例会開催に当たり、私が目指す町づくり政策の一端を述べさせていただきたいと存じます。

令和という新たな時代を迎え、多くの町民皆様からお寄せいただきました声を町政

に生かし、かかる期待に応えるべく、新たな決意を情熱を持って、持続可能で他に誇れる自立堅持の町づくりに全力で取り組んでまいります。

内閣府が、5月20日発表した2019年1月から3月期の国内総生産、いわゆるGDP速報値はプラス成長となり、景気回復基調の証明との受けとめもありますが、米中の貿易摩擦など、経済情勢は予断を許さない状況が続いていると言われていました。

地方経済にも好転の兆しは見えるものの、まだまだ厳しい状況下であります。少子高齢化、人口減少、所得格差の広がり、働き方改革に伴う財政負担の増大等、地方自治体を取り巻く環境は、ますます厳しさを増すばかりであります。

そのような中、私は、選挙戦において、町民皆様から、安定した町政運営をしてほしい、町の将来展望を示してほしいとのご意見やご要望を聞く中で、喫緊の2つの重要課題と、町民皆様が今後とも安心して暮らしを実現するための基本政策4つを公約に掲げ、訴えをさせていただきました。

喫緊の課題の1つ目は、「索道事業の経営改善策を早期に示し、スキー場を守る」であります。

スキー人口の減少や、借金こそないものの赤字経営が続いている索道事業経営は、平成15年以降、売り上げが4億円以下に落ち込み、赤字に転落。平成23年度以降は、1億円前後の損失が続いていたため、4年前の3月定例会において、町は、「スキー場等索道事業あり方研究会」の答申を受け、「指定管理することができる規定」の条例一部改正を議会に諮り、議決を得ています。

4年の時を経て、留保金、いわゆる蓄えも減少するなど、状況に変化はありますが、当時の考え方をベースに協議・検討を加え、早期に方向性を示し、観光地の活性化のためにもスキー場を守ります。

喫緊の課題2つ目は、「旧徳花苑や旧保育園跡地の利活用や、耐震化がされていないと思われる中央公民館とその周辺施設の整備方策の検討」であります。

旧徳花苑につきましては、土地・建物が町の所有ではありませんが、町内にある高齢者福祉施設の利活用との観点から、施設所有者から今後の利用方針についてお話をお聞きし、行政として何ができるのかを検討すべきと考え、公約に組み込みいたしました。

旧保育園跡地については、以前から敷地利用が検討され、更地化して住宅造成予定地となっているところ、あるいは官民間で話し合いは持たれたが、成約まで至っていないところなど、各施設とも足踏み状態であります。

また、耐震化がされていないと思われる中央公民館を初め、その周辺施設については、町民の各層が集う、語らう心地のよい空間施設として、また、効率的・効果的な利用形態が求められるとの思いから、複合的な整備方策の検討を公約に掲げました。

もちろん、町民上げて検討すべき重要な問題であり、研究会や審議会等で十分な議論を重ねつつ、議会皆様のご意見をいただきながら、方向性を見出していきたい。い

ずれも、第5次振興計画や総合戦略の後期計画との整合性を図りながら、町の将来を見据えた検討をしまいたいと考えております。

次に、町民皆様が安心した暮らしを実現するための4つの基本政策について申し上げます。

1つ目は、「子育て支援と教育の充実」であります。少子高齢化が急速に進む中、次代を担う子供たちは地域の宝であります。しかし、人口減少とともに出生数が激減しており、若者世代の結婚や子育て環境を整えることが急務と考えます。従来の子育て支援策に加え、子育て支援住宅の増設や空き家対策の強化、子育て女性の就業支援や子育て相談支援など、きめ細かな支援体制により、若者の定住・移住の促進を図っていききたいと考えております。

また、生きる力を育む立科教育の推進。ふるさとに帰って活躍する学生への奨学金免除についても、関係機関等との議論を深めてまいります。そして、地域皆様の手によってつくられた当町唯一の地域高校である蓼科高校を今後とも存続発展させていくことが、町の発展につながる道と考えますので、町民皆様、議会皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2つ目は、「豊かな暮らしの実現」であります。

2040年ごろまで高齢者人口が増え続けるとの試算もあり、高齢者の皆様が安心して暮らしていくための施策も大変重要であります。介護施設の確保と充実、医療機関への交通手段の確保対策、健康増進事業の推進とサークル活動支援等を推し進め、弱者対策と医療費の抑制や、高齢者の生きがい対策、負担軽減策につなげてまいりたい。

また、自然豊かな当町は、先人たちの英知と血のにじむような努力によって、おいしい飲み水や農業用水が確保され、安心して生活が営まれています。しかし、これらは全て湧き水に依存しており、その量は有限であります。蓼科の水をみんなで守り、育んでいきたいと思っております。

3つ目は、「産業支援と広域連携」であります。

商工業者の経営支援、企業誘致や広域連携による若者等の雇用の促進を促す。もって、地域産業の活性化と税収確保を図ってまいります。また、農林資源の活用と、交流人口増による観光振興及び農林業施設の整備と農業機械の更新や共同利用に資する支援を推し進めてまいります。

4つ目は、「先を見据えた投資策」であります。公共施設等管理計画に基づく整備方針と資金確保のための財政強化。起業・創業者等有能な人材育成を図り、持続可能な町づくりの中心を担う人材を発掘する。これら全てが、人口減少対策へつながるものと考えています。

国は、幼児教育、保育の無償化や、所得の低い世帯の学生を対象に、大学や専門学校など高等教育の無償化が打ち出されています。いずれも、消費税10%への引き上げによる増収部分を活用すると言われてはいますが、今後、地方自治体に対し、何らかの

負担を求めることもあり得るかもしれません。

安定財政を維持し、自立堅持を続けていくためには、産業の活性化と事務事業の見直しや、町税を初めとする自主財源の確保対策が重要と考えます。また、自助・共助・公助を基本としてそれぞれが果たす役割を担いつつ、町民皆様と行政や関係団体が一致協力し、地域力の維持に努めてまいります。

例えば、人口が減り、コンパクトになったとしても、そこに住む人たちが、町に愛着と誇りが持てる町づくり実現に向けて邁進してまいりますので、町民皆様、議会皆様のご理解・ご協力を切にお願い申し上げます。

以上、私が目指す町づくり政策の一端を述べさせていただきました。索道事業の経営改善策につきましては、議員時代から申し上げてまいりました最重要課題であり、早期に方針を示し、スキー場を守っていきたい。他の課題や政策につきましては、私案の研究会、町づくり研究会ですね、等を通じて議論を重ねつつ、議会皆様に事前の説明を申し上げ、成案を導き、町民益にかなう町政運営を一步一步着実に進めてまいります。

そのためには、実務のプロである職員の働きやすい環境を整えながら、効率かつ実効性のある行政組織機能となるよう努めてまいりますので、町民皆様、議会皆様のご指導・ご協力を切にお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

続きまして、町長招集あいさつに続いての、就任後の主な町長諸般の報告をいたします。

4月21日施行の町長選挙において当選の栄をいただき、5月7日に初登庁し、就任式に出席いたしました。

5月8日には、北佐久郡行政連絡協議会に出席し、御代田町、軽井沢町の町長及び佐久地域振興局長等、懇談を行いました。

9日には、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の通常総会に出席をさせていただき、ご挨拶とお願いをいたしました。

10日には、第2回臨時議会を招集し、議会構成をお決めいただきました。

11、12日にかけて開催された相模原市民若葉まつりに参加するとともに、新市長とも懇談をいたしました。

15日には、第3回の臨時議会を招集し、副町長、監査委員の選任について同意をいただきました。

午後、信州たてしな観光協会総会に出席し、夕方、山浦前副町長の退任式を行い、翌16日は、小平副町長及び監査員の辞令交付式を行いました。

同じく16日に、芦田財産区運営協議会、細久保山の神祭典に出席しております。

17日には、株式会社農業振興公社たてしな屋の総会に出席いたしました。

18日には、佐久病院の病院祭に出席しております。

20日には、東信州次世代産業振興協議会に出席し、同日、佐久市・北佐久郡環境施

設組合臨時会に出席をいたしました。

21日には、町村会臨時総会に出席しました。

22日には、町長杯争奪ゲートボール大会で、選手皆様に激励の挨拶を申し上げ、午後は、佐久広域連合正副連合長会議に出席し、夕方、宇山バイパス建設促進期成同盟会に出席をさせていただきました。

23日には、立科町を会場として開催された全国町村下水道推進協議会長野県支部総会で歓迎のご挨拶を申し上げます。

24日には、小諸北佐久シルバー人材センター定期総会に出席し、同日、交通安全協会の総会にも出席し、ご挨拶を申し上げます。

25日には、蓼北中学生バレーボール大会で、選手の激励の挨拶をいたしました。

26日には、白樺湖駅伝大会で選手激励の挨拶を申し上げ、翌27日には、白樺高原を美しくする会総会に出席し、同日、川西保健衛生施設組合臨時会出席。また、夕方に、立科中学校、蓼科高校の校長先生の歓迎会並びに小学校の教頭先生の歓迎のご挨拶をいたしました。

28日には、J A佐久浅間の通常総会に出席し、同日、佐久食協立科支部総会及び農ん喜村通常総会に出席をいたしました。

29日には、議会運営委員会に出席した後、水神祭、消防委員会にそれぞれ出席を申し上げ、ご挨拶を申し上げます。

30日には、諏訪湖流域下水道促進協議会定例会に出席しました。

31日には、白樺高原防犯組合の総会では、日ごろの取り組みに感謝を申し上げ、同日、自家用自動車協会通常総会、県道牛鹿望月線期成同盟会総会、町民まつり実行委員会の総務委員会に出席をいたしました。

6月1日には、信州大学創立70周年記念式典に出席し、翌2日には、蓼科山・蓼科牧場開き、すずらん祭りに出席し、夏山シーズンの安全と多くの皆様が訪れていただくことを祈願いたしました。

3日には、ユューユーたてしなの通常総会に出席しました。

4日には、保育園児により構成される幼年消防隊の任命式に出席し、同日、川西交通安全協会定期総会に出席しました。

6日には、姉妹都市委員会に出席をしております。

7日には、体育協会長杯のマレットゴルフ大会の開会式で選手の皆様に激励をいたしました。

9日には、消防ポンプ操法・ラップ吹奏大会を開催し、消防団皆さんの雄姿に、防火・防災に対する安全を確認をさせていただきました。

10日には、社会福祉協議会理事会に出席し、ご挨拶を申し上げます。

以上、町長諸般の報告といたします。

続いて、議案の概要を申し上げます。

今議会に提出を予定しております議案は、条例改正2件、補正予算の議案2件、専決処分の承認を求めるものが9件、繰越明許費の報告1件です。なお、最終日に農業委員選任の臨時案件を追加提案する予定です。

議案第35号の条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。

議案第36号の条例改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、立科町介護保険条例の一部を改正するものです。これにより、低所得者の保険料の軽減を図るものでございます。

議案第37号、一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ9,233万5,000円を増額し、総額41億7,233万5,000円とするものです。

主な内容は、総務費では、会計年度任用職員制度対応経費、来年度合併65周年を迎えることによる町政要覧作成費、コミュニティ助成事業による除雪機購入補助金、地域情報通信機器更新経費等。民生費では、プレミアム付商品券事業経費、保育園プールろ過設置等。農林水産業費では、松くい虫被害対策経費等。商工業費では、立科スマイル交通車両1台の購入費等。土木費では、小桶沢の河畔林整備事業費等。教育費では、小中学校の防火シャッター改修工事費、小学校の公用車、軽トラ1台の更新等を計上しました。

その他、厚生費、消防費の補正でございます。

議案第38号、水道事業会計補正予算（第1号）は、資本的支出に、南平配水池の流量計更新工事費の追加補正が主なものであります。

また、専決処分の承認につきましては、米村前町長において、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分をし、その承認を求めるもの9件。繰越明許費の報告は、小中学校の空調設備設置工事費の繰り越しを報告するものであります。

詳細につきましては、それぞれ関係課長から説明させますので、ご審議の上、議決いただきたくよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎日程第4 議会署報告

議長（森本信明君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付しました議長諸報告をもって報告とします。

次に、今井 清総務経済常任委員長、報告ありますか。

7番（今井 清君） 7番、今井です。

総務経済常任委員会からのご報告はございません。

議長（森本信明君） 次に、森澤文王社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

6 番（森澤文王君） 6 番、森澤です。

社会文教建設常任委員会としての報告はございません。

以上です。

議長（森本信明君） これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

議長（森本信明君） 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、お願いします。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

総務課長（遠山一郎君） 承認第1号 立科町町税条例等の一部を改正する条例について専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が3月29日に公布され、そのことにより、これに関係する町の町税条例の改正を行うものです。条例改正については議会の議決が必要なため、本来、定例会や臨時会において議決いただくべきものですが、国の税制改正に伴うもので、特に町として独自に規定した条項がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものです。同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものです。

改正の内容ですが、ふるさと納税の対象となる寄附金が総務大臣が指定するものに対するものとなったことによるもの、消費税引き上げに伴う需要変動の平準化のための住宅ローン減税の期間延長、軽自動車税のグリーン化特例等の延長、子供の貧困に対するための非課税措置が主なものです。

第1条の改正では、住宅ローン減税の対象期間が平成43年度から平成45年度までの2年間延長する改正です。改正文の特例控除対象寄附金とは、改正後のふるさと納税寄附金のことです。

また、附則第7条の3の2の規定は、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税のことです。

その他は、地方税法の改正に整合させるための改正です。

第2条の改正は、町民税の申告書等の様式に、単身児童扶養者を追加するものです。単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下である、いわゆる一人親のことです。

また、軽自動車税のグリーン化特例の適用期間を2年間延長するもの及び環境性能割について、平成32年9月30日までに取得したものについては、軽自動車税の環境性能割は課税しないというものです。

第3条の改正では、子供の貧困に対応するため、個人町民税の非課税の範囲に、単身児童扶養者、いわゆる一人親を追加するものです。

また、軽自動車税では、電気自動車等について、平成35年3月31日までに初回登録を受けたものについては、軽減措置が適用されます。

第4条の改正では、法改正に合わせた規定の整備、第5条の改正では、エルタックスに障がいが発生した場合の申告期限について、申告期限を延長することができる規定を追記しております。ちなみに、エルタックスとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムのことです。当町では、法人町民税、特別徴収の納税義務者等の利用が可能となっております。

附則で、それぞれ必要な施行日等を定めております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 1点質問をいたします。

今回、事実上、婚姻関係と同様の事情にある単身児童扶養者、一人親家庭、婚姻によらない場合も含まれることになって、これは拡大ということで、従来の運動が実ったというふうに考えられますが、当町では、対象となる方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 特に、これについての数字は、現在資料として持ってございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

議長（森本信明君） ほかにありませんか。10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 10番、滝沢です。

本文の内容ではないんですが、平成31年度以降の年号が平成で書かれていますが、これ、文章的には問題はないんでしょうか。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） お答え申し上げます。

実は、平成31年3月29日付の専決ですんで、5月1日から令和になっておりますんで、この専決の時点では問題ないと思っております。

議長（森本信明君） 10番、滝沢寿美雄君。

10番（滝沢寿美雄君） 10番、滝沢です。

そうしましたら、また、これはこの分を訂正になってくるわけですか。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） これについては、読みかえ規定で、それぞれ令和というふうに読み

かえていくようになるかと思えます。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）の採決をします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（立科町町税条例等の一部を改正する条例）は承認されました。

◎日程第6 承認第2号

議長（森本信明君） 日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、お願いします。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

総務課長（遠山一郎君） 承認第2号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

これは、国の税制改正により、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことにより、町の国民健康保険税条例の改正を行うものです。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

市町村が行う国民健康保険の保険料の賦課額に関する基準等について、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減を図る観点から、課税限度額を見直すとともに、社会動向等を踏まえ、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直す等のため、所定の規定の整備を行うものであるとの説明で、国民健康保険施行令の改正がされております。

これにより、基礎課税額に係る課税限度額を、現行58万円のを61万円に改めます。また、軽減所得判定の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を見直すものです。5割軽減の対象世帯に係る課税判定基準の算定において、被保険者数に乗すべき金額を27万5,000円から28万円に引き上げ、2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の算定において、被保険者数に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げるも

のです。

これにより、本年度の国民健康保険税課税への影響は、課税限度額の引き上げによるものが1世帯、5割軽減の拡充が2世帯、2割軽減の拡充が4世帯と見込まれますが、国民健康保険税の調定額は、20万円ほどの増額となる見込みです。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 国民健康保険税の最高限度額については、住民の生活に大変かわりが深いということから、私は専決すべきではないと思いますが、これまでも臨時議会など開かれましたが、なぜ専決されたのでしょうか。それが1点。

それから、影響額、プラマイで20万円前後の増額になるというお話しでしたが、最高限度額が増えたことによる増額が幾らか。そして、5割軽減、2割軽減の方たちが、それぞれどの程度の方たちが軽減ができるのかということ。その数字を教えてください。

また、最高限度額が上がりますと、立科町の平均保険料は上がるわけですね。これがどうなるか。これについて、数字です。

そして、また、町民の所得は私、国保に加入している人たちは大変低いわけですが、この31年度の平均所得はどのくらいに見込んでおられるのか。平均所得と保険料との関係について、先ほどの質問と兼ね合わせてお示してください。平均保険料と平均所得ですね。

最後に、軽減世帯の変動数について、それぞれ先ほどお話しいただいたんですが、7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、7割は今回直接は関係ないということだったんですが、数字についてももう一度お示ししたいと思います。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君、これは質疑でありますので、意見は差し控えてください。遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 幾つかご質問ありますので、全部すぐ答えられるかどうかあれなんですけど、まず、専決についてですが、これについては、国のほうの示したもので上限額が決まるということで、以前から、町の条例なので町が独自に決めればいいのではないかというようなご議論もあるかと思いますが、一応、全国的に、この上限額が決まるだけといいますか、改定ですんで、これは、税条例のほうでもどこもそのような形で上げているかと思います。

それから、この専決については、当然議会の議決が必要だということは承知しております。ただ、それが、議会全員の総意だとすれば、土日でも臨時会を開いて議決すべきものであったと思いますが、今回上程しております案件の状況を鑑みまして、地方自治法にのっとって処理を進めてきております。その中で専決処分の判断をしたと

ということですので、実際、県から確定稿が来たのが3月29日だったというふうに聞いております。

それから、軽減の状況については、村田議員、担当のほうに電話でお問い合わせがあったということですので、承知はしてらっしゃると思うんですが、軽減世帯、5割軽減についてはプラス2世帯になろうかと思えます。2割軽減についてはプラス4世帯、限度超過については1世帯減、少なくなるというような状況です。現行、本年度につきましては、5割軽減が211世帯、2割軽減が163世帯、限度超過が8世帯というふうになろうかと思えます。変更ないですが、7割軽減については305世帯ということになっております。

限度額が上がってどうなるかというご質問なんですが、これに関して、影響が1世帯減になるということですので、若干超過している世帯については、その分が保険料額が上がる方がいらっしゃるというような内容でございます。

特に、平均所得については、算出したものはないですが、これについても数字が必要ならちょっと後ほどお答えしたいと思います。

国民健康保険の保険者数のうち、軽減世帯はかなりございます。これについても、お尋ねになられているということですが、本年度、国民健康保険税の課税世帯が1,912世帯あるわけですが、そのうち1,092世帯、57.1%が軽減世帯の対象となっております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これから討論を行います。討論はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、討論を行います。

賛成ですけれども、一言申し上げます。

この議案は、国保税の最高税率を58万円から61万円に引き上げるものと、5割軽減、2割軽減の軽減判定所得を引き上げ、対象を拡大するという2つの改定が専決されたものであります。

賛成ですけれども、一言申し上げたいことは、町民に賦課される税率については、議会の審議を経ないで専決することはよくないと判断します。

昨年も専決で最高税率が引き上げられ、このことについて、私は批判をいたしました。国が決まったことだからといって、すぐやれば議会は必要ありません。何のために議会があるのでしょうか。町民に賦課される国保税などは、きちっと議会の議論を経るべきであります。質問したたくさんのかんことをやっぱり委員会で明らかにすべきではないでしょうか。

3月29日に法律が改正され、賦課期日が迫っていたから専決処分にしたとの理由は、議会に付さない理由にはならないと考えます。臨時議会開催も含め、議会を開催し、

きちっと議論すべきであります。

また、国保の最高税率を引き上げたことで、平均の保険税率が、これ私の調査によるものですが、昨年の9万5,233円から今年度31年は9万6,317円へと、1,084円引き上げられています。国保加入者の平成31年度の課税所得は、平均で89万2,000円なので、国保税は、平均で所得の10.8%にも及びます。つまり、所得の1割強が国保税に消えるわけです。中小企業労働者の加入する健保が、収入の4.855%であるのに比べて2倍にもなります。

昨年度より国保事業が県と町村の共同事業となり、町は納付金を納めることが大きな仕事になりました。町は、所得割などの税率を据え置いて基金などで対応したことを私は評価しましたが、この改正により、最高税率に達する世帯が9世帯の見込みで、収入増の見込みは27万円だそうですが、基金で対応できないのでしょうか。

国保税の引き上げをせず、10年も据え置いている自治体があり、また、町民負担を軽減している自治体もあります。町の努力は尽くされたのでしょうか。国が決めたからといって、こうしたことが十分議論されることなく専決するというのは、中央分権一括法の精神を投げ捨てるものと言わなければなりません。

町民への国保税の負担はもう限界です。全国知事会でも求めているように、国が国保事業に新たに1兆円を増額して国保財政を支援しなければ、国保税を払えない町民はさらに増え、暮らしを圧迫することは明らかです。町としても、国に税負担を増やすよう求めるべきであります。町としての努力を求めて討論といたします。

議長（森本信明君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の採決をします。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は承認されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時5分からです。休憩に入ります。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで、遠山総務課長から発言が求められていますので、発言を許可します。遠山

総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 先ほど、村田議員からのご質問の、未婚の一人親の関係ですけど、本年度該当者4名、全て女性ということですが、よろしくお祈いします。

◎日程第7 承認第3号

議長（森本信明君） 日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、お祈いします。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

総務課長（遠山一郎君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町一般会計補正予算（第7号））について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会にご報告し、承認をお祈いするものでございます。

予算書1ページをご覧ください。

平成30年度立科町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,361万3,000円を追加し、総額を50億4,495万1,000円とするものでございます。

2ページから7ページは、第1表、歳入歳出予算補正の款項の内容です。

8ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正は、小中学校の空調設備設置事業に係る繰越明許費を明示したものです。

第3表、地方債補正は、事業費の確定により、限度額の補正を行いました。

9ページ、10ページは、歳入歳出予算事項別明細書の総括となります。

11ページをお開きください。

2歳入ですが、【1款】町税では、1項町民税で個人町民税1,500万円、法人町民税350万円を、5項入湯税で550万円を実績見込みにより、増額補正しました。

【2款】地方譲与税から、13ページの【11款】交通安全対策特別交付金までは、交付額の確定による補正となっております。

13ページ、【10款】地方交付税の特別交付税については、3月交付分の額の確定により、5,149万9,000円の増額となりました。

14ページ、【12款】分担金及び負担金、【13款】使用料及び手数料は、それぞれ実績による補正となっております。

15ページから18ページ上段、【14款】国庫支出金、【15款】県支出金は、それぞれの事業実績に伴う補正となっております。

18ページ下段、【16款】財産収入、1項財産運用収入は、別荘等普通貸付普通賃貸料、別荘等更新料等、実績に伴う補正です。

19ページ、【17款】寄附金、1目一般寄附金は、女神湖畔の施設の取り壊し費用として、区分所有者からの寄附金、2目教育費寄附金は実績によるものです。

【18款】繰入金は、基金に積み立てたふるさと寄附金を基金から繰り入れ、それぞれの事業に充当をしました。

【20款】諸収入は、それぞれ実績に伴う補正です。

20ページ下段、【21款】町債では、事業費確定による減額補正です。

21ページ、ここから歳出となります。

事業実績に伴い、減額補正が主になりますので、主なものを説明します。

【2款】総務費、1項1目一般管理費は、実績による不用額が生じたものです。

3目財産管理費では、ふるさと寄附金の基金への積み立て59万円、その他目的基金積立金では、女神湖畔の施設の取り壊し費用として、区分所有者からの寄附金及び町から同額を負担し、122万1,000円の積み立てを行っております。

4目交通安全費、22ページですね。5目企画費は事業費確定に伴うものです。

23ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費、24ページ、4項選挙費、5項統計調査費は実績によるものです。

25ページ、7項1目コミュニティ施設管理費では、大規模改修工事に係る工事費確定による減及び工事中の休館により不用となった経費の減額で、3,918万2,000円の減額です。

27ページ、【3款】民生費、1項社会福祉費では、国民健康保険特別会計への繰出金の確定、2目障害者福祉費、3目福祉医療費、4目国民年金費については事業実績によるものです。

29ページ、2項児童福祉費は実績によるものです。

30ページ、31ページ、3項高齢者福祉費は、介護保険特別会計繰出金の確定による321万1,000円の減額及び居宅介護支援事業費の確定による383万3,000円の減額です。

32ページ、【4款】衛生費、1項保健衛生費、33ページ、2項清掃費は事業実績により減額です。

33ページ下段、【5款】、1項農業費から34ページ、3項土地改良費までは、事業実績に伴う減額です。

35ページ、【6款】商工費、1項3目地域交通対策費は、地域公共交通活性化協議会への負担金の減額が主なものです。

2項観光費については、4目蓼科牧場費まで、事業実績によるものです。

37ページから39ページ、【7款】土木費については、事業費確定による減額です。

40ページ、【8款】消防費は、ブロック塀除去事業の申請実績が1件しかなかったため、事業実績による減額です。

下段、【9款】教育費、1項教育総務費から43ページ、6項施設管理費までは、事業実績による減額となります。

44ページ、【10款】災害復旧費は、農地、道路橋梁とも不用額として減額しております。

【11款】交際費は実績による減額であり、【12款】予備費は2億3,641万2,000円を増額し、4億2,639万8,000円としました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 3点ほどお願いいたします。

まず、一番最初の13ページですが、特別交付税、さっき5,149万9,000円の、ちょっと3月の……とよく聞こえなかったので、この意味ですね、これだけたくさん補正、増えているので、これをまずお願いします。

2点目は、次のページの14ページですが、権現の湯の使用料が445万円補正増になっています。3月1日からリニューアルオープンしたんですけれども、このリニューアルオープンの効果というのは、同月比、前年に比べてどうなのか。また、値上げの影響もあるかと思うんですけれども、どのくらいの実数の伸びをどう評価するかと、数とですね。そこを教えてください。

それから、次の、18ページの別荘の貸し付け更新料のことなんですけれども、更新をする、これが550万円入っているんですけど、これ、順調に更新されているのか、拒否されたりとか更新されなかったことがあるのか、実態について、この数字の示すものですね、教えてください。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） まず、13ページの特別交付税についてです。

これ、予算のほうを少なめに見込んでいたというようなこともありますけど、前年より1,100万円ほど、今回5,000万円ほど補正しているわけですけど、その中では1,100万円ほどの増額になっているようです。

その理由としましては、オリンピック、パラリンピックのホストタウン事業の関係で300万円ほど、それから、川西赤十字病院の関係で490万円ほど、地方バスという項目の中で320万円ほど増額になっているというような状況のようです。

それから、18ページの更新料の関係ですが、これについては、契約更新される方と、やっぱり相続等の関係で、実際には更新できないという方がいらっしゃいます。引き続きというお願いをしているんですけど、やはり20年、30年という契約期間の中で、相続人の方の考え方もありますんで、更新される方、それから、実際には解約されてしまう方というのはいらっしゃいます。

以上です。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

14ページの権現の湯使用料につきまして、リニューアルオープン後、3月の状況ということで、入館者数でお答えいたします。3月の入館者数は2万3,420人で、前年の29年度は1万6,476人で、3月は前年度比1.42倍ということで、多くのお客さんに来場していただいて、その分使用料及び手数料、増額になったということでございます。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 交付税のことはわかりました。

それから、権現の湯のことは、入館が、リニューアル効果があったというふうに解釈しますけれど、これについては早速苦情も寄せられているわけですけど、この1カ月オープンしてみても改善点についてはどのようにお考えでしょうか。

3つ目の別荘の更新ですけど、解約された方もいるということなんですが、この数字は、何件更新で何件拒否、解約になったのか、その数字を教えてください。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

権現の湯、オープンしまして、施設につきましては、「浅間山の眺望がいい」とか、「タイルが滑りにくくなった」、「明るく広く感じる」等のご意見もいただいておりますが、食堂業務について、フロントですとかお客様アンケートで苦情が寄せられました。寄せられた都度、職員のほうで相手方にも伝えていったんですが、大きな改善は見られず、3月22日に改善点をまとめたものを文書で改善を求めました。また、4月4日には、当時の理事長も含めて改善について協議をしております。

現業者のほうから、その後4月30日なんですが、今後の改善に見通しが立たないということで、4月30日に受託の辞退の報告を文書でいただいております。行政財産使用許可書の規定では、3カ月前までに町長に文書で報告することとなっておりますので、現時点では、最長でも7月末ということで、現在、次の業者に打診をしているところでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 解約件数については、承知しておりません。総額の中で、また、あくまでも予算ですんで、決算の際にご報告できるかと思えます。

ただ、今回の増につきましては、更新件数が7件、名義変更が24件ほどあったということで増額となっております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。7番、今井 清君。

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

22ページの企画費の中の地域おこし協力隊の経費で、今回464万9,000円ということで、大分大きな金額が減額となっておりますが、この辺、細かい減額理由と積算基礎等についてお伺いします。

議長（森本信明君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 22ページの地域おこし協力隊の減額理由でございますが、ホストタウン事業推進担当を探して、JICA等、青年海外協力隊経験者の中から募集をしておりましたが、採用に至らなかったということで、報酬及び使用料及び賃借料のほうを減額計上させていただいております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町一般会計補正予算（第7号））の採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町一般会計補正予算（第7号））は承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第4号～日程第10 承認第6号

議長（森本信明君） 日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））から、日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。市川町民課長、登壇の上、お願いします。

〈町民課長 市川 清美君 登壇〉

町民課長（市川清美君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

今回の専決処分につきましては、事業実績に伴う補正でございます。歳入歳出それぞれ1,543万4,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を8億4,195万9,000円とするものです。

それでは、5ページをご覧ください。

まず、歳入につきまして、主な内容を申し上げます。

【3款】県支出金、2項1目保険給付費等交付金は、1,625万6,000円の減額で、歳出において該当する【2款】保険給付費に対し、10割交付される普通交付金が、保険給付の実績に伴い、1,599万6,000円の減額、主に保険事業費に対して交付される特別交付金は、交付額の確定に伴い、26万円の減額補正であります。

【5款】繰入金、1項1目一般会計繰入金は250万5,000円の増額で、繰り入れ対象の確定によるものです。

2項1目国民健康保険支払準備基金繰入金は168万3,000円の減額で、歳出の補正に合わせて調整したものです。

次に、歳出でございますが、6ページから7ページをご覧ください。

【1款】総務費は、収入実績に伴う財源充当額の変更でございます。

【2款】保険給付費は、1項1目一般被保険者療養給付費870万円、2目退職被保険者等療養給付費137万円は、それぞれ実績により減額でございます。

8ページをご覧ください。

2項1目一般被保険者高額療養費では357万5,000円、2目退職被保険者等高額療養費では63万8,000円、それぞれ実績により減額でございます。

4項1目出産育児一時金は、実績が4件であり、84万円の減額。

続いて、9ページから12ページでは、それぞれ収入実績に伴う財源充当額の変更でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第5号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ136万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,805万7,000円とするものです。

この会計につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合で、医療給付及び保険料

の賦課を行い、市町村においては、賦課した保険料を納付金という形で広域連合へ支払いを行っているものであります。

4 ページをお願いします。

歳入について、【1款】後期高齢者医療保険料につきましては、徴収保険料の実績に基づき、現年度分で特別徴収、普通徴収合わせて146万円の減、過年度分が22万8,000円の増で、合計123万2,000円の減額であります。

【3款】繰入金につきましては、事務費にかかわる一般会計繰入金を、実績に伴い、13万7,000円減額するものであります。

続いて、5 ページ、歳出につきましては、【1款】総務費では、事務費について、一般管理費において実績によりそれぞれ減額し、【2款】後期高齢者医療広域連合納付金で、徴収保険料の確定に伴い、広域連合への保険料納付金を124万6,000円減額するものであります。

【3款】諸支出金は、資格損失及び所得構成等による保険料の還付金を実績により減額いたしました。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

補正予算書1 ページをご覧ください。

歳入歳出それぞれ158万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,191万8,000円とするものです。

5 ページをご覧ください。

歳入では、【1款】保険料で、現年度分の普通徴収保険料を、実績により25万8,000円の減額をするものです。

【4款】国庫支出金では、2項1目調整交付金で財政調整交付金額の確定により542万4,000円を増額、5目事務費交付金につきましては、実績により18万9,000円増額するものです。

【8款】繰入金は、1項一般会計繰入金で、給付実績により、介護給付費繰入金36万5,000円の減額、事務費等繰入金につきましても、実績に伴い、200万4,000円の減額補正が主な内容であります。

続いて、6 ページにつきましても、事業実績に伴う交付金等の額の確定による補正であります。

【10款】諸収入、3項1目地域支援事業利用者負担金は、利用実績に伴い、55万

8,000円の減額補正であります。

次に、7ページからは歳出であります。【1款】総務費では、1項1目、2項1目、3項1目につきまして、収入実績に伴う財源充当額の変更でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

3項2目認定調査費では、介護認定に伴う主治医意見書作成手数料及び介護保険施設入所者にかかわる認定調査委託料を、それぞれ実績により減額するものであります。

4項1目につきましては、収入実績に伴う財源充当額の変更でございます。

【2款】保険給付費では、1項1目介護サービス等給付費につきましては、給付実績による国民健康保険団体連合会負担金の減額であります。負担金の内訳では、居宅介護サービス給付費で435万2,000円の減額、施設介護サービス給付費で42万1,000円の増額、居宅介護サービス計画給付費で40万2,000円の減額。補助金の内訳では、居宅介護福祉用具購入費補助金44万1,000円、居宅介護住宅改修費補助金79万4,000円、それぞれ実績により減額するものです。

9ページ、2項介護予防サービス給付費につきましても、給付実績により、負担金では居宅予防サービス等給付費で50万2,000円の減額、補助金では、居宅予防福祉用具購入費補助金38万円、居宅予防住宅改修費補助金152万7,000円を減額するものです。

10ページ、11ページの、3項1目、4項1目につきましては、収入実績に伴う財源充当額の変更でございます。

5項特定入所者介護サービス費は、低所得の施設サービス等利用者への食費、居住費負担の補足的な支給の実績により84万4,000円の減額であります。

12ページ、6項高額医療合算介護サービス費につきましては、医療と介護の自己負担額の合計による高額分の支給であります。実績により192万5,000円の減額補正であります。

続いて13ページの【3款】地域支援事業費のうち、1項2目では、任意事業として配食サービス業務委託の実績により105万2,000円の減額、4目では、生活支援体制整備事業として、実績により、報酬等78万2,000円を減額するものであります。

14ページをご覧ください。

2項1目介護予防・生活支援サービス費では、業務委託料で訪問型サービスB及び通所型サービスB、Cにかかわる業務委託料で、実績により36万2,000円の減額、総合事業分で、現行相当サービスにかかわる連合会への負担金を、実績により53万6,000円を減額するものであります。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） これから質疑を行います。日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））の採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））について、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 歳入にかかわってお伺いいたします。

後期高齢者医療保険についても、町が徴収の義務を負っているわけですが、123万円の減額補正になっています。実際に徴収率というのはどのくらいになっているのでしょうか。

また、払えない方で、サービスが受けられないという実態がこの3月、30年度の会計年度はあったわけなんです、どうだったのでしょうか。

議長（森本信明君） 市川町民課長。

町民課長（市川清美君） 済みません、資料を持ち合わせておりませんので、調べてまたお答えいたしたいと思います。

議長（森本信明君） これについては、採決のときにかなり支障しますか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） みんな事業実績によるものだという答えなんだと思うんですけど、特に後期高齢については、広域なので実態が見えないんです。担当がしっかりそこを把握しなければ、議会にも報告もないわけですから、やっぱりこれはちゃんと報告される、こういうことが補正予算のときには、実数を持って参加されるのが当たり前かと私は思っています。

町民から大きな苦情を聞いているわけではないのでお聞きするところなんですけれども、後で報告を願いたいと思いますし、町民が払えない実態があるのかどうかという事は、担当課としてもちゃんとつかんでいなくてはいけないので、そこはちゃんと報告をお願いしたいと思います。

また、サービスが受けられないということがないのかも確認をお願いします。

議長（森本信明君） この件については、最終的には補正予算ということで、決算部分もあつ

たりしますので、自主的に報告をいただけるということで、市川町民課長、よろしいですか。改めてお願いします。市川町民課長。

町民課長（市川清美君） まだ確定をしておらないという状況もありますので、先ほどこちらで資料を提出するというふうに申し上げましたが、決算の折に、改めて確定した数字を申し上げていきたいというふうに思いますので、その辺でご了解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号））について、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

◎日程第11 承認第7号～日程第13 承認第9号

議長（森本信明君） 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号））から、日程第13 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下

水道事業特別会計補正予算（第3号））までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、お願いします。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

予算書1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ681万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億1,453万7,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、【1款】分担金及び負担金、1目下水道費分担金について、60万円の増額でございます。これは、実績によるものでございます。

【2款】使用料及び手数料、1目下水道使用料について、187万2,000円の増額でございます。こちらは、現年度分並びに滞納繰り越し分の実績によるものでございます。

5ページをご覧ください。

【5款】繰入金、1目一般会計繰入金については、928万3,000円の減額でございます。

6ページをご覧ください。

歳出でございますが、【1款】下水道費、1項下水道管理費、1目下水道等管理費については、11節需用費、12節役務費等の実績により、合わせまして533万6,000円の減額でございます。

7ページをご覧ください。

2目コミプラ等管理費については、こちらも11節需用費、12節役務費等の実績により、151万9,000円の減額でございます。

3目茂田井地区管理費については、財源内訳の変更となっております。

8ページをご覧ください。

【2款】交際費、1目元金については財源内訳の変更、2目利子につきましては、財源内訳の変更並びに実績により20万2,000円の減額でございます。

9ページをご覧ください。

【3款】予備費については24万7,000円の増額でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第

179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,554万円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

歳入では、【2款】使用料及び手数料、1目下水道使用料について、82万9,000円の増額でございます。これは、現年度分並びに滞納繰り越し分の実績によるものでございます。

5ページをご覧ください。

歳出でございますが、【1款】衛生費、1目下水道管理費について、115万9,000円の増額でございます。11節需用費、12節役務費等の実績による減額のほか、25節積立金につきましては、303万3,000円の増額となっております。

【2款】予備費は32万4,000円の減額でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,784万3,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

歳入でございますが、【2款】使用料及び手数料、1目下水道使用料について、38万3,000円の増額でございます。これは、現年度分並びに滞納繰り越し分の実績によるものでございます。

【4款】諸収入については、白樺湖下水道組合並びに諏訪湖流域下水道からの平成29年度分にかかわる負担金の返還金等71万3,000円でございます。

5ページをご覧ください。

歳出では、【1款】下水道費、1目下水道等管理費について、571万3,000円の減額でございます。11節需用費では、実績による修繕料100万円の減額、19節負担金補助及び交付金では、実績により、諏訪湖流域下水道への維持管理負担金等461万8,000円の減額でございます。

【2款】予備費は、680万9,000円の増額でございます。

以上、説明を申し上げましたが、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本信明君） 日程第11 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号））について、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

日程第12 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第3号））について、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

日程第13 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））について、質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本件は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））は承認することに決定しました。

◎日程第14 報告第1号

議長（森本信明君） 日程第14 報告第1号 平成30年度立科町一般会計繰越明許費の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。遠山総務課長、登壇の上、報告をお願いします。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

総務課長（遠山一郎君） 報告第1号 平成30年度立科町一般会計繰越明許費の報告について、報告いたします。

繰越明許費については、地方自治法第213条で規定されておりますが、平成30年度冷暖房設備対応臨時特例交付金事業により実施しております立科小学校及び立科中学校の空調設備設置事業について、平成30年度中に事業が完了しないため、繰越明許費により全額を本年度に繰り越しを行いました。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

議長（森本信明君） ここで、昼食のため、暫時休憩とします。

再開は、午後1時半からです。休憩に入ります。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第15 議案第35号～日程第16 議案第36号

議長（森本信明君） 日程第15 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第16 議案第36号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。市川町民課長、登壇の上、お願いしま

す。

〈町民課長 市川 清美君 登壇〉

町民課長（市川清美君） 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正に伴い、東日本大震災時の特例に準じた内容に改正するものであります。

第14条は、災害援護資金の貸し付け利率及び保証人に関する規定の改正で、第1項で、「保証人を立てることができる」とし、第2項で、保証人を立てる場合は無利子とし、立てない場合は利率年3%を1.5%とし、第3項で、「保証人は貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担する」に改めるものであります。

第15条は、償還の規定の改正で、「半年賦償還」を「半年賦償還または月賦償還」に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議案第36号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、介護保険法施行令に一部改正により、低所得者の保険料の軽減強化が図られ、平成31年度から令和2年度までの各年度において、保険料9段階のうち、第1段階から第3段階までの1号被保険者の保険料を軽減するものであります。

第2条は元号が令和に変わったことによる改正と、第2項では、低所得での高齢者の方が該当する第1段階の保険料の軽減強化を拡充するもので、法で示された負担割合に合わせて額を改めるものです。

第3項、第4項につきましては、新たに第2段階、第3段階においても保険料の軽減強化を行うため、法で示された負担割合に合わせて、それぞれ額を改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第17 議案第37号

議長（森本信明君） 日程第17 議案第37号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第1号）
についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。遠山総務課長、登壇の上、お願いします。

〈総務課長 遠山 一郎君 登壇〉

総務課長（遠山一郎君） 議案第37号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ9,233万5,000円を追加し、予算の総額を41億7,233万5,000円とするものです。

なお、本年5月1日から元号が令和となったことから、今後作成する予算書の元号の表記につきましては、「令和」に統一させていただきますので、ご承知いただきたいと思えます。

2 ページからは、第1表、歳入歳出予算補正、5 ページは債務負担行為の追加補正、6 ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出になります。

7 ページをお願いしたいと思えます。

歳入について、主な補正について説明いたします。

【15款】国庫支出金では、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金で、地域生活支援事業補助金27万8,000円、プレミアム付商品券事業費補助金1,210万8,000円、5 目土木費国庫補助金で、住宅建築物安全ストック形成事業補助金6万4,000円を見込みました。

【16款】県支出金では、2 項県補助金、1 目農林水産業費補助金で、松くい虫防除対策事業補助金1,245万3,000円を計上いたしました。

5 目土木費県補助金で、住宅・建築物耐震改修等事業補助金3万2,000円、それから、河畔林整備事業補助金450万円を見込みました。

8 ページ、繰越金は、前年度繰越金を6,000万円。諸収入でコミュニティ助成事業補助金290万円を見込みました。

9 ページから歳出になります。

【2款】総務費、1 項総務管理費では、1 目一般管理費で、会計年度任用職員制度導入に係る委託経費等337万1,000円が主なものです。

5 目企画費で、来年度合併65周年を迎えることになることから、2年計画で町政要覧を作成する経費192万8,000円、コミュニティ助成事業等による除雪機購入経費、牛鹿・山部の2地区分290万円。

8 目地域情報通信費で、来年1月にウィンドウズ7のサポートが終了することから、それに関連する地域情報通信機器の更新に係る経費3,700万4,000円を計上しました。

10ページ、7項コミュニティ費では、温泉館の当初予算計上後に生じた経費70万円を計上しました。

【3款】1項社会福祉費では、2目障害者自立支援給付に係るシステム改修費33万5,000円、7目では、プレミアム付商品券事業を実施するための経費1,210万8,000円を計上しました。

11ページ、【3款】民生費、1項社会福祉費、3目保育所費では、たてしな保育園プールのろ過装置設置に係る経費129万円を計上しました。

12ページ、【4款】衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、風疹対策に係る経費166万2,000円を計上しました。

【5款】農林水産業費、1項農業費、5目都市農村交流費では、クラインガルテンの農業用廃プラスチック処分手数料を計上しました。

13ページ、2項林業費、2目林業振興費では、松くい虫被害防除対策に係る経費1,725万4,000円を計上しました。

【6款】商工費、1項商工費、3目地域交通対策費では、スマイル交通の車両1台の更新費用を計上しました。

14ページ、【7款】土木費、3項河川費では、重要河川の小桶沢川河畔林整備事業経費520万円を計上しました。

4項住宅費では、住宅・建築物安全ストック形成事業経費を計上しました。

15ページ、【8款】消費費では、1項4目防災費で、ハザードマップを町ホームページ等で災害危険箇所の地図データを見やすくするためのシステム構築化費用38万5,000円を計上しました。

【9款】教育費、1項2目事務局費は大城教員住宅10戸分の電気温水器の修理代です。

2項小学校費では、軽トラックの更新1台、建築物定期調査の指摘事項により、防火シャッターの改修工事費189万8,000円を計上しました。

16ページ、中学校費では、小学校同様、防火シャッターの改修工事費348万6,000円を計上しました。

6項1目中央公民館管理費で、大型プリンターの修繕費等81万円を計上しました。

歳入歳出の差額385万2,000円は、予備費で調整しました。

17ページ以降は給与費明細書になります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第18 議案第38号

議長（森本信明君） 日程第18 議案第38号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、お願いします。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第38号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度立科町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第【51款】水道事業費用、第1項営業費用について、1万8,000円を増額し、2億5,351万2,000円とし、4項予備費を1万8,000円減額し、1,364万7,000円といたします。

2 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億692万1,000円を1億1,041万4,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第【71款】資本的支出、第1項建設改良費について349万3,000円増額し、4,980万1,000円といたします。

3 ページをご覧ください。

収益的支出ですが、1項営業費用、4目総係費、21節使用料及び賃借料について、検針用ハンディターミナルリース料1万8,000円を増額いたします。

4項予備費については、1万8,000円の減額でございます。

次に、資本的支出でございますが、1項建設改良費、2目配水施設改良費、1節工事請負費では、県道牛鹿望月線舗装本復旧工事費88万円の増額、南平配水池流入流量計更新工事費255万7,500円の増額、2節委託料では、県道牛鹿望月線舗装本復旧工事設計管理委託料5万5,000円の増額でございます。

4ページは、令和元年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書（税抜き）となっております。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第19 陳情第1号～日程第20 陳情第2号

議長（森本信明君） 日程第19 陳情第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書及び日程第20 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡大を求める陳情書の2件は、5月27日までに受け付けをいたしました。

これらについては、上程をいたしました。質疑をお持ちの方は質疑の際にお願いいたします。また、審査については、質疑終了後、所管の委員会に付託する予定であ

ります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

なお、この後、1時55分より全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員は、第一委員会室にお集まりください。全協終了後は、議会だより編集委員会が第一委員会室で開催されますので、委員は参集をお願いします。ご苦労さまでした。

(午後1時47分 散会)